

みやぎアピール大行動実行委員会様

Q1. 障がい者総合福祉法（仮称）の制定について

- ① 政策決定プロセスに当事者が参画することは、重要であると考えており、将来にわたっての障がい者制度のあり方を検討していただくため、当事者のかたにも参画いただき「障がい者制度改革推進会議 総合福祉部会」を設置したと認識しております。
- ② 現在「障がい者制度改革推進本部」やその下部組織である「障がい者制度改革推進会議」や「総合福祉部会」等において、障がい当事者の方々と交えて、新たな総合的な福祉制度を検討しているところです。その中で、将来にわたって必要な障がい者制度のありかたを抜本的に見直した総合的な障がい者福祉制度となることを望みます。
- ③ 新しい制度ができるまでには一定の時間を要することであり、その間においても、障がい児・者の負担は続いています。経過措置として、負担軽減策や障がい者の範囲拡大、地域生活を支援するための施策は、可能な限り、緊急に対応すべきだと考えております。

Q2. 障害者権利条約について

障害者権利条約をわが国が早期に批准すべきと考えています。一方で、この条約の批准と、国内法の整備は一緒に進めなければならないものと考えていますし、条約の公定訳の重要性を鑑み、当事者のかたと協議しながら進めるべきだと考えます。

（お）

Q3. 障害者福祉への予算措置について ①②③まとめて

わが国の社会保障予算はOECD比でも、まだまだ少ないと考えております。近年わが国では、社会保障の負担面ばかりが強調されておりますが、将来への安心を提供すること、雇用を創出につなげることで成長をもたらすことが可能だと考えております。医療・障がい者福祉・介護・子育て・年金それぞれの分野において、予算、地域格差、福祉に関わる勤労者の待遇を含め、建て直し、見直し、サービス向上を図り安心が将来への成長につながるようなしくみに変えていくことが必要だと考えます。

そのためにも当事者が参画する「障がい者制度改革推進会議 総合福祉部会」での成果が、大きなひとつのモデルとなるよう期待するものです。